

競漕規則・細則 新旧対照表（2020年9月改正）

朱書き・下線を付した個所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>第2条（定義・効果等） 本規則における用語の定義は、別表1「定義等一覧表」の「定義」欄に記載のとおりとする。</p> <p>（新規）</p>	<p>第2条（定義・効果等） （同左）</p> <p>第2条（定義・効果等）細則 本規則のほか、規則第66条から第70条の各規定における用語の定義は、別表1「定義等一覧表」とおりとする。</p>
<p>第8条（コースの設営等）細則 1 競漕レーンの距離は、直線で2000メートル、1500メートル、1000メートル、500メートルを原則とする。</p> <p>2 <u>コースには航行規則が設けられ、大会要項およびプログラムに示されなければならない。</u></p> <p>3 <u>航行規則に違反したクルーには、指導またはイエローカードが与えられることがある。</u></p>	<p>第8条（コースの設営等）細則 競漕レーンの距離は、直線で2000メートル、1500メートル、1000メートル、500メートルを原則とする。</p> <p>（削除、移動）</p>
<p>第11条（艇最小重量等）細則 1～8（省略）</p> <p>9 艇計量を指示されたクルーが艇計量に変化を及ぼす行為をした場合、計量を拒否した場合、または大会において個別に設定されている禁止事項を行った場合は失格となる。</p>	<p>第11条（艇最小重量等）細則 1～8（同左）</p> <p>9 艇計量を指示されたクルーが艇計量に変化を及ぼす行為をした場合、計量を拒否した場合、または大会において個別に設定されている禁止事項を行った場合はBUWとなる。</p>
<p>第25条（舵手体重）第1項細則 1～2（省略）</p> <p>3 計量時の服装はユニフォームとする。</p> <p>4～8（省略）</p>	<p>第25条（舵手体重）第1項細則 1～2（同左）</p> <p>3 計量時の服装は<u>レース時に着用する</u>ユニフォームとする。</p> <p>4～8（同左）</p>
<p>第26条（軽量級漕手の要件）細則 1（省略）</p> <p>2 計量時の服装はユニフォームとする。</p> <p>3（省略）</p>	<p>第26条（軽量級漕手の要件）細則 1（同左）</p> <p>2 計量時の服装は<u>レース時に着用する</u>ユニフォームとする。</p> <p>3（同左）</p>
<p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）細則 1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンスなどは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。</p> <p>2～4（省略）</p>	<p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）細則 1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンス、<u>靴下</u>などは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。</p> <p>2～4（同左）</p>

<p>第35条（トラフィックルール他）細則 （新規）</p> <p>大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの100メートル手前からレースが通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、競漕委員会から大会要項および代表者会議により周知され、<u>これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。</u></p> <p>（新規）</p>	<p>第35条（トラフィックルール他）細則</p> <p><u>1 航行規則は大会要項および代表者会議で示されなければならない。</u></p> <p><u>2 大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの100メートル手前からレースが通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、競漕委員会から大会要項および代表者会議により周知される。</u></p> <p><u>3 航行規則に違反したクルーには指導またはイエローカードが与えられることがある。</u></p>
<p>第58条（同着）細則</p> <p>1（省略）</p> <p>2 同着のクルーの<u>全</u>てが次のラウンドに進出できる場合、決定レースは行われぬ。この場合、次のラウンドの組合せのための順位は抽選によって決定される。</p> <p>3～4（省略）</p>	<p>第58条（同着）細則</p> <p>1（同左）</p> <p>2 同着のクルーの<u>すべ</u>てが次のラウンドに進出できる場合、決定レースは行われぬ。この場合、次のラウンドの組合せのための順位は抽選によって決定される。</p> <p>3～4（同左）</p>
<p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>（1）異議を却下する場合、白旗を揚げる。</p> <p>（2）異議を審議する場合は赤旗を揚げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>	<p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>（1）異議を却下する場合、<u>その旨を当該クルーに伝え</u>、白旗を揚げる。</p> <p>（2）異議を審議する場合は赤旗を揚げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>
<p>（新規）</p>	<p>附則7 本規則は2020年9月25日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2020年9月26日以降効力を発する。</p>